

被扶養者資格継続調査から

8月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、給与収入の増加等により被扶養者の資格が遡って取消しとなる場合が多く見受けられました。

被扶養者の認定要件等は、共済のしおりまたは[こちら](#)に掲載していますが、特に注意していただきたい事例は次のとおりです。

給与収入（パート・アルバイト等）が年額130万円未満[※]で 収入増加により被扶養者の資格が取消しとなる事例

①収入が3か月連続して108,334円以上の場合

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
収入	7万	8万	7万	11万	11万	11万	8万	7万	8万	8万

→ 10月から認定取消になります。

②3か月連続して108,334円以上の収入はないが、4か月のうち、3か月が108,334円以上で、その4か月を平均した額が108,334円以上となる場合

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
収入	8万	7万	7万	12万	12万	10万	11万	7万	8万	8万

→ 10月～1月の平均が108,334円以上のため
10月から認定取消になります。

③連続して、108,334円以上の収入はないが、連続した12か月の収入が130万円以上の場合

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	...	3月	4月
収入	8万	8万	7万	10万	12万	10万	13万	...	13万	10万

→ 5月～4月（連続した12か月）の収入が130万円以上の場合、5月から認定取消になります。

④6月、12月に賞与等の収入がある場合（12月賞与の例）

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
収入	7万+1万	8万+1万	10万+1万	10万+1万	10万+1万	7万+1万	8万	9万

賞与6万（6万円/6月=1万円加算）

→ 賞与を支給対象月の月数で割った額を加算すると、9月から認定取消になります。

※ 60歳以上の公的年金受給者または障害年金受給者の場合は、年間収入180万円未満、月額15万円未満になります。



遡って資格喪失後に医療機関等で受診していた場合、共済組合が負担した医療費等は返還していただくことになります。日頃より被扶養者の収入等を確認し、被扶養者が取消しの要件に該当した場合は、すみやかに所属所の共済事務担当課へ申し出てくださいますようお願いいたします。

共済組合では、被扶養者資格継続調査において過去の期間における書類[※]の提出が必要となりますので、大切に保管をお願いします。

※給与明細書、雇用証明書、退職日の確認できる書類（源泉徴収票等）、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書・収支内訳書、ATM利用明細票など